

独禁法の概要 + ハードコアカルテル（基本解説アウトライン）

公正取引協会セミナー

進行予想

15 時台

ハードコアカルテルに関する基本解説（下記）

メンバー自己紹介前半

休憩

16 時台

メンバー自己紹介後半

[中部電力・東邦瓦斯]

講師の自己紹介

独禁法の講義

[独禁法の講義 2022_10k]

最近のものから

[注釈下請法・フリーランス法]

[法律文章読本]

このセミナーの基本方針

独禁法に詳しい方々もいらっしゃいますが、独禁法は初めてという方々もいらっしゃいます。

初めての方々にとって入りやすく。

既に詳しい方々の問題提起も歓迎。

講師からは「脇の甘い解説」。

先回りした注意書き（予防線）を省略する、という意味。

事例にご関係があっても、発言しなければならないということは全くありません。

問題のない範囲で情報提供していただけるとすれば歓迎しますが、ご無理はご無用に。

用語の整理

競争法

独禁法に相当する法の国際的通称

1990 年頃までの国際的通称「反トラスト法」

独禁法

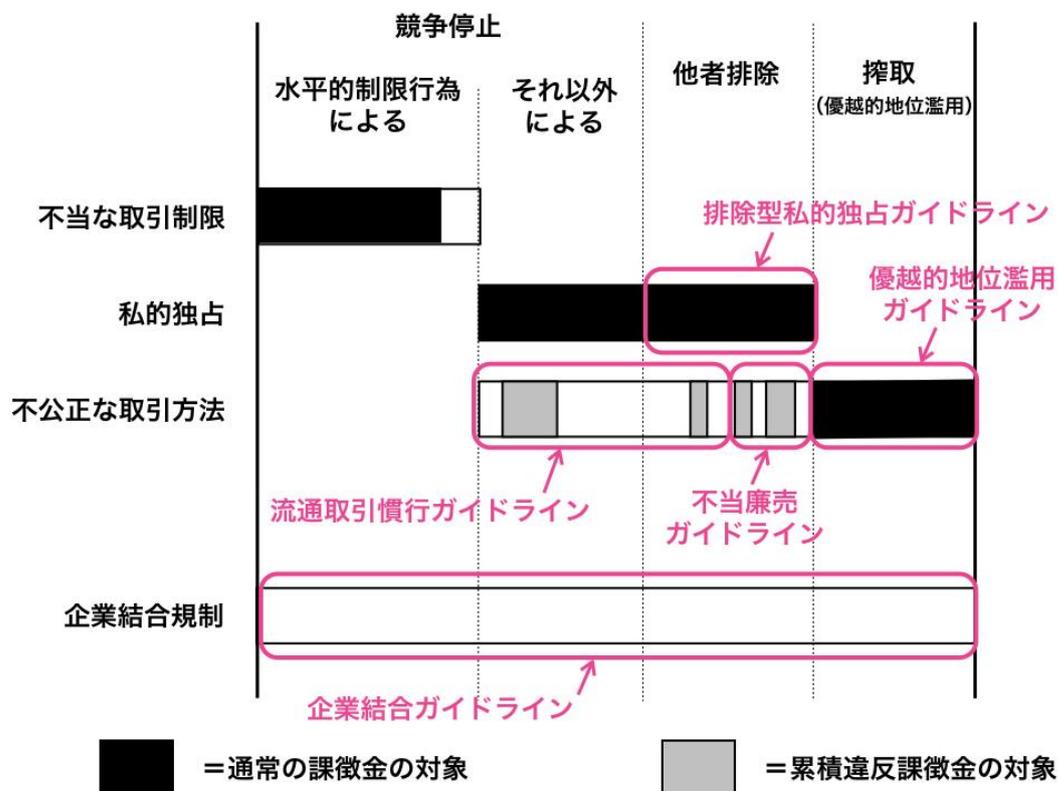
日本の法律の略称

経済法

（もとはドイツの法分野の名称だが今は）

大学の科目名、司法試験・予備試験の科目名

独禁法違反行為の4類型



競争停止

ハードコアと非ハードコア

価格と非価格

他者排除

搾取

「優越的地位濫用」

企業結合

違反要件

行為要件

各行為類型ごとに異なる

弊害要件

共通

市場で正当化理由なく反競争性をもたらす

反競争性 = 価格・品質等（競争変数）が左右される

因果関係

共通

未開拓。事例増加。

法執行（エンフォースメント）＋政策発信（アドボカシー）

平時

ガイドライン

実態調査報告書

事前相談

中間的個別事例処理

労務費等の転嫁に関係した調査・社名公表

被疑事件

注意・警告・確約認定

排除措置命令

課徴金納付命令

ハードコアカルテル

優越的地位濫用（ ）

他者排除（ ）

[マイナミ空港サービス]

刑罰

企業結合審査

企業結合の回に。

民事裁判

損害賠償請求（民法 709 条、独禁法 25 条）

差止請求（独禁法 24 条）

契約条項や解約行為などが公序違反で無効（民法 90 条）

最近の改正

令和元年改正（令和 2 年 12 月 25 日から施行）

課徴金そのものの改正

減免制度の改正（順位減免＋合意減算）

合意減算＝「調査協力減算制度」

判別手続（秘匿特権）（法案提出交換条件）

スマートフォン関係の新規立法？

過去の主な改正

平成 17 年改正（平成 18 年 1 月 4 日から施行）

現在の手続の基盤を形成

減免制度の導入

平成 21 年改正（平成 22 年 1 月 1 日から施行）

ハードコアカルテル以外にも課徴金

企業結合の届出・審査の制度再整理

平成 25 年改正（平成 27 年 4 月 1 日から施行）

審判制度廃止。「審決」は現行法にない言葉。若干の経過措置事件あり。

平成 28 年改正（平成 30 年 12 月 30 日から施行）

確約制度を導入

ハードコアカルテルとは

水平的合意による競争停止のうち、

価格に関するもの

価格に明確に影響するもの

（入札談合は上記どちらかに入る）

課徴金対象ともなる

言い換えれば、業務提携などの非ハードコアカルテルは違反でも課徴金対象とならない（隠れ蓑を除く）

確約制度は使わないことになっている

一定割合で刑罰があり得る

2 条 6 項

>この法律において「不当な取引制限」とは、事業者が、契約、協定その他何らの名義をもつてするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

独禁法の基本条文（どう読むか） 1:03:49

[YouTube <https://youtu.be/tTcO2FonNEk>] [独禁法の基本条文]

事例を探す

[審決等データベース]

（今ご覧になっているもの）

最上部の検索窓

[独禁法事例リスト]

独禁法の一次資料の調べ方 9:58

[YouTube <https://youtu.be/a6FeBeK6iK8>]

その後、審決等データベースのデザインが新しくなっているが
実質の変更はなし。

独禁法の違反要件（復習）

行為要件

弊害要件

因果関係

ハードコアカルテルの違反要件論（特徴）

行為要件の成否が焦点

弊害要件・因果関係は、ほぼ自動的に、満たすとされる

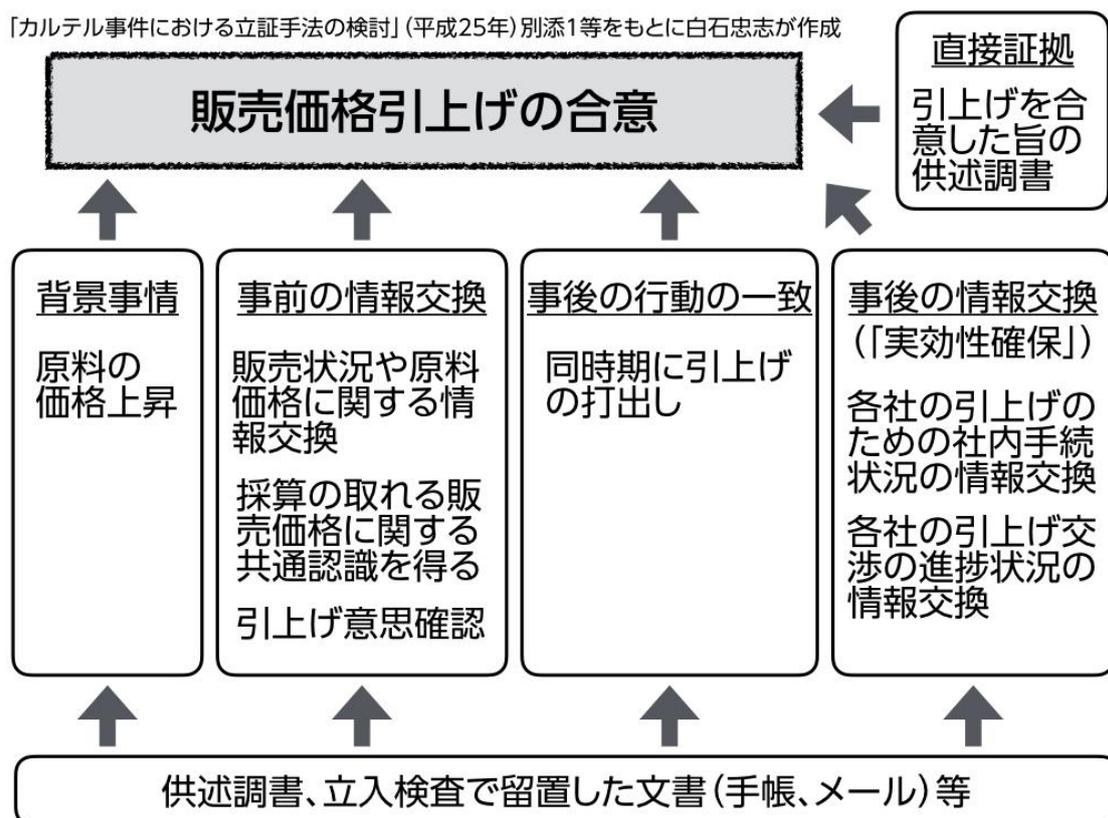
ハードコアカルテルの行為要件

「意思の連絡」（「合意」）

[シャッター]東京高判

[意思の連絡の立証構造図]

「カルテル事件における立証手法の検討」（平成25年）別添1等をもとに白石忠志が作成



ハードコアカルテルの課徴金

基本的には、「実行期間の当該商品又は役務の売上額の 10%」

令和元年改正で「当該商品又は役務の売上額」以外が種々追加されたが省略

「実行期間」（＝課徴金対象期間）

改正前：最高で違反行為終了から遡り 3 年

改正後：最高で違反行為終了から遡り 10 年

それだけ長く違反行為をしていることが前提

ハードコアカルテルの刑罰

一定割合が刑事事件となる

自然人従業者：執行猶予付き懲役刑（拘禁刑）

法人：罰金

白石教授からレジュメに基づき説明が行われた後、概要、以下のとおり議論が行われた。

- LNG の供給の件が警告にとどまっているのは、新聞発表文の「(注13)」での「中部電力2社及びシーエナジー並びに東邦瓦斯以外にも複数の事業者が、愛知県、岐阜県及び三重県に所在する需要家向けのLNGの供給を行っていた。」との記載や新聞発表文のポンチ絵で示されているとおり、競争事業者の存在により、当事者のシェアがあまり大きくなかったことによるものと考えられる。

家庭用都市ガス等の件と電気の買い取りの件についても警告にとどまっているが、これらの件については、そのような事情が記載されていない。単なる談合で受注予定者を決定する場合と比べ、これらの事案では、実施状況がうまくいっていなかったから警告にとどまったのかもしれない。

- 家庭用都市ガス等の件などについては、中部電力が東邦瓦斯に対して、行為を求めたことまでは記載されているが、それに対して東邦瓦斯がどう答えたのかなどの記載がなく、その点について立証できなかつたために行為要件を充たしていなかったということが考えられるが、行為要件がぐらぐらしているので弊害要件も充たしていなかったかもしれないというご指摘のとおりだった可能性もある。

新聞発表文のポンチ絵には、ときどき命令書等には記載されていないことが記載されていることもあることには留意しておくといわれる。

- 警告にとどまった理由として、電気の買い取りの件については、「共同して」という点についての記載がなく、行為要件を充たしていないものとする。どうしたら共同行為とは認定されず「求めた」で終わるのか興味深い。

リニエンシーについては、リニエンシーの対象としていた行為以外の行為についても、やぶへびで命令や警告の対象となってしまう可能性もあることは留意した方がよいと思う。

下請法のリニエンシーについては、勧告は行われないが指導は行われてしまう可能性があるという理解している。独占禁止法のリニエンシーについても最近では件数が減っている。リニエンシーについては、公正取引委員会は、もっとおおらかな姿勢でもよいのではないかと

- 家庭用都市ガスの件について「求めた」で終わり合意が認定されていないが、同様の行為が行われたと報道される電力カルテル事件については合意があったという認定で昨年3月30日に排除措置命令等が行われている。

リニエンシーにより、法的措置ではなく、指導にとどまった場合であっても企業には負担となるのか。

- 企業としては、指導の場合であっても、公正取引委員会から何か言われたということであれば、上層部を含めて説明しなければならなくなってしまう。

- 課徴金納付命令書の別紙4と別紙2の関係について、整合性があるのかどうかよく分からない。通常、別紙4のような課徴金対象の物件を特定するものはもっと具体的に記載するのではないか。

- 別紙2は事件全体の需要者であり、別紙4は中部電力の課徴金についてのもので、具体的に記載すると中部電力の個別具体的な取引先が判明してしまうことになるので明示することを避けたのではないかと思われる。

- 民需の入札や見積り合わせについて、需要者側が同意している場合に問題ないとする際の理論的な説明はどのようなものか

- 私自身は、需要者である民間企業が同意していた場合には独占禁止法上の問題はないと考える。条文上の理論的な説明方法はいろいろあり得るが、私は、需要者が競争を期待しておらず法的に保護すべき競争がないからと解釈してよいのではないかと思う。場合によっては、今回の命令の対象となっていない需要者の中にはそのような者が含まれているかもしれない。